

令和6年7月8日

保護者の皆様へ

市立札幌大通高等学校長 黒宮 裕久

令和6年7月からの就学支援金の申請について

令和6年7月～令和7年6月までの授業料を実質無料にする就学支援金の申請案内です。
現在の申請状況が下記①～⑤のいずれかに該当するかをご確認のうえ、記載された手続きを行ってください。手続きが必要な場合は7/12（金）までに事務室へご連絡ください。

また、1年次つきましては令和6年6月までの就学支援金申請の結果が出ております。大通高校 HP に掲載しております【高等学校就学支援金の認定結果等について】をご覧ください。e-Shien システム上で審査結果をご確認ください。なお、不認定となった方へは、納付書等を郵送しておりますので、郵送物をご確認の上必要な手続きをお願いいたします。

令和6年6月までの就学支援金支給を受けている方	
① 引き続き就学支援金を申請する (個人番号を直接入力している)	手続きは不要です (約8割の生徒が該当) ※ただし、保護者等の情報に変更(親権者の追加、変更及び課税地の変更)がある場合は事務室へお知らせください。 ※所得を申告していない場合、必ず市税事務所にて手続きを行ってください。(所得が「0」であっても申告が必要です)
② 引き続き就学支援金を申請する (マイナポータルで申請している)	手続きが必要です 【必要な手続き】 ※e-shien システムで個人番号の直接入力をお願いします。 (次回から継続申請の手続きが簡略化されます。)
③ 就学支援金を申請しない	事務室へお知らせください ※令和6年7月より授業料を納付いただきます

令和6年6月までの就学支援金支給を受けていない・否認定となった方	
④ 新たに就学支援金を申請する	手続きが必要です 【必要な手続き】 ・システムでの意向登録、収入状況の届出
⑤ 就学支援金を申請しない	手続きは不要です

※制度の詳細は、大通高校の HP に掲載していますのでご確認ください。

掲載文書：【授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ】

※就学支援金の対象にならない場合でも、収入が大きく減少し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料減免等を受けられる場合がありますので事務室までご連絡ください。

大通高校 事務室 (TEL:251-0229)